

# ハワイ州における離婚給付

## —財産分割・分配—

石 原 善 幸

### 目 次

1. 制定法上の根拠
2. 婚姻上の合意
3. 財産の類型
4. 財産分割のプロセス
5. 財産分割の実例
6. 分割の際に考慮される要素

アメリカのほとんどの法域におけると同様に、ハワイ州の離婚給付も2本建てである。すなわち、離婚の際の財産的給付として財産分割・分配と扶養(support and maintenance)の二つをハワイ州も認めている(後者の給付はアメリカでは、普通、今なおアリモニー(alimony)と呼ばれる場合が多いが、周知のように制定法上は様々な呼び名に変わってきている)。この二つの離婚給付は一つの条文の中に定められている<sup>1)</sup>。しかし、給付の基準は何も示されてなく、衡平に反しない限り裁判所の裁量に委ねられている。このことも他の大多数の法域と同様である。

本稿は、その離婚給付中の財産分割・分配について概観を行おうとするものである。

### 1. 制定法上の根拠

離婚に伴う財産分割・分配については、HRS(Hawaii Revised Statutes) §

580—47 (a) が定めている。それは以下のとおりである：

「離婚を許す場合、またはこの権限が当事者の合意による判決もしくは正当理由認定後の裁判所命令による判決に基づいて留保されている場合は離婚後に、裁判所はさらに……(3)当事者の財産を物的財産・人的財産・その混合財産を問わず、また共有か・合有か・特有かに関わりなく分割し分配する（以下「分配（する）」を省略する）、正当かつ衡平(just and equitable)と思われるような命令および(4)当事者の負債支払い責任を共有か・合有か・特有かに関わりなく、さらに離婚により各当事者に発生した弁護士報酬その他の費用を割当てる正当かつ衡平と思われるような命令、を下すことができる。これら命令を下すに際し、裁判所は当事者の功績、当事者の相対的能力、離婚の結果おかれれるであろう状態、子の利益のためにいざれかの当事者に課された諸負担およびその他一切の事情を考慮するものとする。」

すなわち、カリフォルニア州を含む西部数州のような婚姻財産の同等分割は要求されてない。ハワイ州は「正当かつ衡平」な財産分割が要求される 40 州ほどの中の一州である。しかし、多数のハワイ州民は同等分割する共有財産法があるものと誤解しており、またほとんどの家族法弁護士らも fifty-fifty で分割交渉をスタートし、同等以外のいろいろな要素を考慮に入れていくだろうといわれる<sup>2)</sup>。

離婚に伴う財産分割を行う際、各離婚配偶者に付与される財産の額を決めるのに確定したルールはない。上記 § 580—47 (a) は、家庭裁判所に正当かつ衡平に従って財産分割をすべき広範な裁量を付与している。各ケースはケースごとの事実および事情によって決定されなければならない。家庭裁判所は一定範囲の選択権をもっており、当該範囲内である限りその決定は侵害されず、法の錯誤に影響されず、また恣意的でない限り理性と良心に従った妥当な結果をもたらしている<sup>3)</sup>。

## 2. 婚姻上の合意

既婚者は制定法上、相互に契約を締結することができる(HRS§ 572—22)。そこで、家庭裁判所が離婚時において、上記のような契約に拘束されるかどうかの問題が発生する。Lusch v. kosterにおいて、裁判所は以下のようにこれに否定的に答えている<sup>4)</sup>：

離婚する二人は、財産処分契約を締結することができる。文言次第で、当該契約は家庭裁判所の承認なしで法的効果を持ったり持たなかつたりでき、家庭裁判所の判決の中に組み入れられる場合、独立した法的存在になつたりならなかつたりできる。しかし、当該契約が何と定めようが、HRS§ 580—47……に基づく家庭裁判所の権限を制限することは決してできず、当該契約を承認しかつ判決の中に組み入れるかどうかの家庭裁判所の決定は広範な裁量事項である。

また、15年の婚姻後に別居したが、その2年前に当事者は財産分割および負債割当について合意に達し、弁護士同士のサイン(1983年10月11日)で離婚を予期した合意ができていたところ、妻による離婚提訴で1986年審理されたが、妻は明らかに自分が行った取引に不満で、上記合意に拘束されないよう求めたMyers v. Myersにおいて、家庭裁判所は当該合意を有効としたにも拘らず、当事者の財産分割を当該合意に服させることを拒否した。最高裁判所は、離婚を予期した合意が事実審を拘束するかどうかの問題について特に述べなかつたが、事実審は合意前所有の財産の1合意日(1983年10月11日)後に実質上値上がりした分の分割方法を考慮しなければならない旨判示している<sup>5)</sup>。これは、上記§ 580—47が§ 572—22に従った合意に優先することを最高裁判所が事実上認めることを示しているといつていいだろう<sup>6)</sup>。

### 3. 財産の類型

#### (1) 婚姻に対する見方

婚姻はパートナーシップ (partnership 民法上の組合) である<sup>7)</sup>。パートナーシップ原理は当事者の財産を分割する際における家庭裁判所の選択の範囲を教導し、制限する<sup>8)</sup>。離婚に伴う財産分割に適用される当該パートナーシップ原理は、つぎのように定められる：「パートナーシップ法では一般に、『各当事者は資本によるかどうかに関わりなく、パートナーシップ財産に対する諸寄与を償還する権利を有する<sup>9)</sup>』。そして法的に許され、拘束力ある反対の合意がない場合、『当事者は、たとえ資本による寄与または労力による寄与が不平等であったとしても、パートナーシップの諸利益を同等に分ける<sup>10)</sup>』。ハワイパートナーシップ法では、各当事者はパートナーシップ財産に対する諸寄与の償還を受け、諸利益および一切の負債が弁済された残余を同等に分けるものとする、すなわち、パートナーシップが負担した損失を資本の損失か他の損失かに関わりなく、当事者の諸利益に対する分け前に従って負担しなければならない<sup>11)</sup>」。

#### (2) 財産の類型

上記§ 580—47 にいう「当事者の財産」について判例は、「立法府の意思と符号させるとき、同条の命じる『正当かつ衡平』な結果に達する裁判所の能力を向上させるが損なわないように、財産の定義を広くしたい。『当事者の財産』とは、現在または将来の価値の全てをいい<sup>12)</sup>……」と定義する。

ピーター・ハーマンは、分割の審査対象となる「当事者の財産」について、「物的財産・人的財産を問わないのみならず、共有財産・合有財産・特有財産をも問わない」と述べ、さらにその項目を詳細にあげている<sup>13)</sup>。しかし、判例上「当事者の財産」は以下のように 5 類型に分けられている：

- A 婚姻時(DOM) に一方配偶者が所有していた全財産の純市場価値(NMV)。但し、後に当該所有者から他方配偶者、配偶者双方または第三者に対し法的に贈与された財産に帰因する NMV を除く。

- B 婚姻時の NMV が A に包含され、かつ当該所有者から婚姻時から事実審の証拠調べの終結時まで継続して個別に所有していた全財産の NMV の増加分。
- C 婚姻中に贈与または相続によって個別に取得された財産の取得時における NMV。但し、後に当該所有者から法的に他方配偶者、配偶者双方または第三者に対し贈与された財産に帰因する NMV を除く。
- D 婚姻中における取得時の NMV が C に包含され、かつ所有者が取得時から事実審の証拠調べ終結時まで継続して個別に所有していた全財産の NMV の増加分。
- E 配偶者の方または双方が事実審の証拠調べ終結時に所有し、かつ A ~ D に包含されうる NMV を差し引いた全財産の NMV。配偶者双方の資金で蓄積し、または配偶者双方の努力で取得した財産は全てこれに含まれる。

上述のように、パートナーシップに対する資本による寄与（出資）の償還を各当事者は請求することができる。その後に、全利益および剰余金を当事者間で同等に分割する。上述 A および C の NMV は婚姻パートナーシップに対する当事者の資本による寄与（出資）である (Tougas v. Tougas, *supra*; Gardner v. Gardner, *supra*)。

控訴裁判所 (Intermediate Court of Appeals) は 1994 年、*Hussey v. Hussey*<sup>14)</sup>において「当事者の財産」を 2 種類に分け、つぎのように述べている：

- 「1. 婚姻特有財産 (Marital Separate Property) これは離婚時における当事者の方または双方のつぎのような財産をいう：
- (1) ハワイ統一婚前合意法 (HRS § 572 D) に基づく合意によって、婚姻パートナーシップから除外された全財産。
- (2) 有効な合意によって、婚姻パートナーシップから除外された全財産。
- (3) ①婚姻中に所有者たる配偶者が贈与または相続によって取得した全財

産。②受贈者で相続人たる所有配偶者がその特有財産と明示した全財産。

③取得後、ひとりでにまたは配偶者の方または双方以外のものにより維持され、かつひとりでにまたは婚姻パートナーシップの収入または財産以外の財源によって積み立てられた全財産。

2. 婚姻パートナーシップ財産 (Marital Partnership Property) これは婚姻特有財産に非ざる全財産である。

裁判所は、婚姻特有財産が婚姻パートナーシップ財産の分割に合理的な影響を与えることはできるけれども、非所有者たる配偶者に対してはいかなる婚姻特有財産をも付与することはできない。その結果、上述した財産の5類型は婚姻パートナーシップ財産に対してのみ適用されることになる。そして、(1)上述類型AおよびCのNMVは、一切の有効かつ関連する事項は対等と解されるので、出資した配偶者へ償還される「パートナーシップの寄与」(Partner's contributions)である。

(2)上述類型B, DおよびEのNMVは、これも(1)と同じ理由で各配偶者に二分の一ずつ付与される婚姻パートナーシップ財産である。

(3)家庭裁判所は一切の有効かつ関連事項が対等でないと決定する場合、当該事項を比較考量し、衡平な裁量を行い、パートナーシップ基準から外れているかどうかおよび外れているとすればどの位なのかを示さなければならぬ。

(4)非所有者たる配偶者が上述類型BのNMVに対し直接の物質的な寄与をしてないということは、当該NMVの二分の一以下を非所有者たる配偶者へ付与する有効かつ関連する事項とはならない。

(5)非所有者たる配偶者へ衡平な分け前を付与することが衡平に反しないと同様に、所有者たる配偶者へ上述類型BのNMVの財産を売却するよう要求することは衡平に反するものではない」。

#### 4. 財産分割のプロセス

交渉 (negotiation) でも訴訟 (litigation) でも財産分割は 5 段階のプロセスを踏む。

第 1 段階 重要財産および当事者の双方または一方に関係する負債の確定および評価が、財産分割の第 1 段階である。別居後の経済的変化の程度次第で、別居時の経済事情の分析が必要となる。重要財産および負債の存在は、各当事者が用意した資産および負債の報告書に示される。この報告書がいろいろな関係資産および負債の確定または評価について齟齬を示す場合、その度合いに応じてこの齟齬は財産分割のプロセスが秩序正しいかつ論理的なやり方で進むよう、まず解決されなければならない。わずかな例外はあるが、すべての現在または将来の価値が HRS § 580-47 に基づく「当事者の財産」の一部として分割を受ける財産である (*Linson v. Linson, supra*)。この原則に対する例外にはつぎのようなものがある：①離婚後に稼いだ収入および障害を受けたことによる収入 (*Jones v. Jones*<sup>15)</sup>)。②離婚後の不法行為により支払われた、または支払われる予定の損害賠償金 (*Collier v. Collier*<sup>16)</sup>)。財産分割のための特定の財産の価値は、大概その公正な市場価値である。この価値は、例えば当該財産の持ち主が強制の下での売買でなく、自由意思を有する売主から自由意思を有する買主へ変わる売買時における価額をさす (*Antolik v. Harvey*<sup>17)</sup>)。

第 2 段階 2 番目の段階は、離婚時に存する各重要財産の取得状況および各負債の発生状況の決定である。種々様々な財産が婚姻前に取得された場合、婚姻中に贈与または相続によって取得された場合および婚姻継続の望みがなくなった後に取得された場合等に応じて、それぞれ特別な法原則が役に立つ。事実審の終結時または婚姻が事実上終結したことおよび離婚したいことを、どちらか一方が言葉または行動によって他方に明白かつ無条件に伝えた時に、婚姻継続の望みはなくなる。この伝達が後に取り消された場合は、財産分割のために何もなかったものとみなされる。離婚継続の望みがなくなった日は離婚を予

期した (in contemplation of) 最終別居日とよばれる。

第3段階 婚姻時に存する全財産および負債の分類がこの段階である。最高裁判所は *Tougas v. Tougas, supra* において、離婚に伴う財産分割を衡平に行う際に、*Malek v. Malek, supra* に基づく NMV の5類型を使用できる旨判示している。また、*Hussey v. Hussey, supra* が離婚時の一切の所有財産は婚姻特有財産か婚姻パートナーシップ財産かのいずれかである、といっているのも上述のとおりである。控訴裁判所によって確立された財産分類を支配するいくつかのルールは、以下のとおりである：

- (a) 配偶者的一方が離婚の予期の下にかつ他方の同意を得ずに、別の財産分類を自分の利益にまたは他方配偶者の損害に適用しようという計画の中で NMV を受領し、取得し、妨害し、放棄しまたは譲渡した状況においては、当該取引は無視されなければならない (*Woodworth v. Woodworth*<sup>18)</sup> および *Myers v. Myers, supra*)。
- (b) ある NMV が上述類型Eの NMV ではないと主張する配偶者は、その立証責任を負う。従って、ある NMV が当該Eの NMV 以外のものであるという証拠が不十分である場合、ある NMV はEの NMV となる (*Gussin v. Gussin, supra*)。
- (c) 当事者双方が婚姻前に同棲を行い、婚姻前経済的パートナーシップを形成していた場合、婚姻パートナーシップは当該経済的パートナーシップの形成とともに開始したとみなされ、財産はそれに従って再分類される (*Raupp v. Raupp*<sup>19)</sup>)。
- (d) 上述AおよびCの財産類型は、一方当事者が当該財産を取得した取引以外には関わらない。取引以外の追跡で明らかになった情報が関連性を有する場合、それは基準から外すべきかどうかの、その後の衡平法問題にのみ関わる (*Gardner v. Gardner, supra*)。
- (e) 同様に、AおよびCの財産類型は当該財産のその後における変質によって影響をうけない (*Gussin v. Gussin, supra*)。

(f) 類型AまたはCの財産が法的に贈与されたものかどうかを決定する際ににおける本質的要素は、贈与意思、引渡しおよび受領である。法律上の権限が変わったとしても全く法律上の贈与でなかった場合、当該財産は当初のままである。他方当事者に対する法律上の贈与である場合、当該当事者受領の財産の価値は類型Cの財産であり、その評価の度合いでDの財産となる(Bennet v. Bennet<sup>20)</sup>)。

(g) 一方当事者が婚姻後に類型AのNMVのいくらかを合有財産購入のための資金として預金したということは、当該NMVを他方当事者へ法的に贈与したという立証には不十分である(Gussin v. Gussin, supra)。

第4段階 これは、婚姻パートナーシップに符号する財産分割を決定する段階である。Woodworth v. Woodworth, supra, Myers v. Myers, supra および Malek v. Malek, supra によれば、財産を分割する際の統一出発点即ち USP (Uniform Starting Point) および上限は以下のとおりとなっている：

(a) 上述類型AおよびCのNMV分割のUSPは、法律上の所有者たる配偶者に対し100%，つまり非所有者たる配偶者には0%である。類型BおよびDのNMVを分割する際のUSPは、法律上の所有者たる配偶者に対し75%，非所有者たる配偶者には25%である。類型EのNMVの分割においては、夫に対し50%で妻に50%つまり fifty-fifty というのがUSPである。

(b) 類型A～DのNMVは、その50%以上を非所有者たる配偶者へ付与されることはない。また、夫または妻へ付与されうる類型EのNMVには何の上限もない。

(c) 前述のとおり、Hussey v. Husseyのいう婚姻特有財産を裁判所は非所有者たる配偶者へ付与することはできない。

(d) 類型AおよびCのNMVは、婚姻パートナーシップ財産に対する出資であるから出資配偶者へ償還され、類型B, DおよびEのNMVは各配偶者へ二分の一ずつ付与される、ことも前述のとおりである。

第5段階 この最後の段階は、HRS § 580-47の諸規定が婚姻パートナー

シップ原理と符号する結果以外のものを要求しているかどうかを決定することである。控訴裁判所は、統一出発点 (USP) から逸脱する (deviate) ことのできる裁判所の能力を律する諸々の準則を確立してきた。これらは、財産分割が婚姻パートナーシップ原理から逸脱しているかどうかを決定する際に適用されうる。以下のようなものがその適切なケース、その判示事項およびその他潜在的関連先例である：

- (a) 上述のように、有効な婚前合意の対象になった財産は婚姻特有財産とされ、分割から免れる。Lewis v. Lewis, 7 Haw. App. 155, 747 P. 2d 698 (1986), aff'd in part, vac in part, 69 Haw. 497, 748 P. 2d 1362 (1988); Reese v. Reese, 7 Haw. App. 163, 747 P. 2d 703 (1987), aff'd in part, rev'd in part, 69 Haw. 497, 748 P. 2d 1362 (1988); Hussey v. Hussey, supra.
- (b) 有効な婚姻後の合意の対象になった財産もそうである。Hussey v. Hussey, supra.
- (c) 当事者双方が婚姻中ずっとその所有を個別に扱い、個別の費用を保持し、個別に財産を蓄積していた場合、各当事者に個別の財産を持たせることが公平・衡平であれば、そのことは裁判所の裁量の範囲内である。Au-Hoy v. Au-Hoy, 60 Haw. 354, 590 P. 2d 80 (1979).
- (d) 財産分割における逸脱 (deviation) は、一方配偶者が離婚の予期の下にかつ他方配偶者の同意を得ずに、離婚前に財産の一方的譲渡を行う場合に発生する。Ahlo v. Ahlo, 1 Haw. App. 324, 619 P. 2d 112 (1980).
- (e) インフレは特有財産の値上がり分 (appreciation) を分割する際に考慮されうる。Gussin v. Gussin, 9 Haw. App. 279, 836 P. 2d 498 (1991).
- (f) 一方配偶者に離婚後職が全くないか極めて限られている場合に、財産分割における逸脱が発生する。Raupp v. Raupp, supra; Horst v. Horst, 1 Haw. App. 623, 617 P. 2d 1265 (1981); Brown v. Brown, 1 Haw. App. 533, 621 P. 2d 984 (1981). 離婚後における各当事者の稼ぐ能力の有無は十分に考慮されるべきである。Jones v. Jones, 7 Haw. App. 496, 780 P. 2d 581 (1989).

- (g) 分割される全財産が上述類型Aである場合も逸脱が発生する。Lewis v. Lewis, *supra*.
- (h) 離婚後に取得された財産は上述類型Eに含まれるが、ケースによりある部類の中でこれを処理することができる。別居後において、所有者たる配偶者の技能と努力によって取得された財産および受動的な増加によって取得された財産との間には、区別がなされうる。Myers v. Myers, *supra*.
- (i) 分割において逸脱かどうかを決定する際、裁判所は当事者が離婚の結果におかれるであろう状況を考慮しなければならない。Gardner v. Gardner, *supra*.
- (j) 値上がり資産の付与に本来存し、くり延べられたキャピタル・ゲイン税は逸脱の理由となりうる。Gardner v. Gardner, *supra*.
- (k) 妻と子らが離婚を予期しての最終別居日以後に家賃だけで婚姻住宅に住んだという事実から、つぎのような2つの特殊な逸脱を認めることができる：①居住の実費につき公平な負担を妻に求める命令を行うこと、②住宅の賃貸価値につき夫の公平な分け前を夫へ支払うよう妻に求める命令を行うこと。Hatayama v. Hatayama, 9 Haw. App. 1, 818 P.2d 277 (1991).
- (l) 夫とその姉妹らが婚姻前に住宅購入のため相続財産を使用したという事実は、住宅のNMVに関する上述類型Aに適用されるUSP(統一出発点)で調整される。この事実からは、特段の事情がない限り、USPからの逸脱は認められない。Hatayama v. Hatayama, *supra*.
- (m) 離婚後5年以上にわたり住宅が妻名義になく、かつ別居時たった18カ月間妻名義にあったという事実からは、当該住宅のNMVの類型Eに適用されるUSPからの逸脱は認められない。Hatayama v. Hatayama, *supra*.
- (n) 離婚を予期しての別居日前の2年間における一方配偶者の経済上の失敗は、特段の事情がない限り、USPからの逸脱とはならない。Hatayama v. Hatayama, *supra*.
- (o) 夫が婚姻中に妻より多く稼いだという事実は、夫に有利となる逸脱の根

拠とはならない。Gussin v. Gussin, supra.

(p) 夫が婚姻中の稼ぎを自己の口座に預金したという事実は、類型BのNMVの分割において夫に有利となる逸脱の根拠とはならない。Gussin v. Gussin, supra.

(q) 夫が婚姻前におけるその投資資産の経営および維持に婚姻中に携わっていたという事実は、当該資産の分割において夫に有利となる逸脱の根拠とはならない。この点に関する夫の関わりは、有利な75%—25%の類型BのUSP待遇をうける婚姻パートナーシップ活動である。Gussin v. Gussin, supra.

(r) 同様に、妻が夫の婚姻前の投資資産の経営に全く携わってなかつたという事実は、当該資産の分割において夫に有利となる逸脱の根拠とはならない。Gussin v. Gussin, supra.

(s) 一方配偶者が「良い」パートナーであったとか「悪い」パートナーであったという事実は、USPからの逸脱の根拠とはならない。離婚は、一方配偶者が婚姻中に取得した以上のものを与えたことの償いまたは他方配偶者の不注意、過失もしくは故意の不適切さ、失敗および不始末で婚姻中に被害を被つたことの償いを受ける媒体ではない。換言すれば、夫または妻が悪い仲間、配偶者、愛人、セックスパートナー、話好き、保護者、コック、家政婦、洗濯人、庭師、主人、コンパニオン、大黒柱、投資家、資金運用人、修理人、親、姻戚その他であったという証拠は、財産分割とは関係がない。このような媒体を許すことは、愛情や信頼に基づく、和の婚姻および無責主義離婚を支持するPublic policyと相容れない。Hatayama v. Hatayama, supra.

最後に、Hussey v. Hussey, supraにおいて控訴裁判所は、上述類型BのNMVの存在に携わったかどうかはパートナーシップ原理からの逸脱についての有効かつ関連する考慮事項ではない、つまり非所有者たる配偶者が類型BのNMVに対し直接かつ物質的に出資しなかつたということは、非所有者たる配偶者に当該NMVの二分の一以下を付与することについて有効かつ関連する

考慮事項とはならない，旨判示している。この点で，他方配偶者の特有財産に対する請求に関する配偶者双方の各功績の妥当な決定をするには，当該財産に対する双方の出資または財産の蓄積や維持に対する寄与もしくは助力も考慮されると述べる。Carson v. Carson, *supra* と Hussey v. Hussey は食い違いをみせている。

## 5. 財産分割の実例

### (1) 上述類型Aの財産

- (a) 妻が婚姻時に 10,000 ドルの銀行口座をもっていたが，新婚旅行後にこれを二人の共同口座にした。婚姻は 20 年間続いたとする。当該 10,000 ドルは妻から当事者双方へ贈与されたことになり，訴訟において事実審の証拠調べ終結時に妻は単独では一銭も有しない（当該預金は類型 E の財産となり，fifit-fifty に分割されることになる）。
- (b) 妻が有する 10,000 ドルを婚姻時にすでに夫との共同預金口座にして持っていたが，婚姻が 1 年しか続かなかったとする。共同預金は fifty-fifty での分割を USP（出発点）とする類型 E の財産であるけれども，婚姻の短期間を理由に裁判所は 10,000 ドルを妻へ返えさせる可能性がある。
- (c) 妻が 10,000 ドルの預金口座を婚姻期間中，個別に保有していたとする。事実審の証拠調べ終結時には預金が 12,000 ドルとなっていた場合，妻はまず 10,000 ドルを付与されるべきである（値上がり分の分割は下記(2)で扱う）。類型 A 財産の分割の USP は所有者へ 100% だから。
- (d) 妻の事業の価値が婚姻時の 10,000 ドルから事実審の証拠調べ終結時に 8,000 ドルへ値下がりした場合，類型 A の NMV は 8,000 ドルで，これが妻へ付与される。
- (e) 妻が婚姻前の銀行預金 10,000 ドルを婚姻最初の年に前婚の息子の学費に使っていたとする。当該金員は他方配偶者，当事者双方または第三者へ贈与されてないので，分割の USP は妻への付与 100% である。裁判所は，

あるいは婚姻期間や夫が妻の息子のために何らかの金員を使ったことなどの要素によっては、夫へ 50% を付与することができよう。<sup>21)</sup>

#### (2) 類型Bの財産

(a) 上記(1)(c)のように、妻の銀行預金が婚姻中に 2,000 ドル上がったとする。当該利息の分割の USP は所有者たる配偶者 75%, 非所有者たる配偶者 25% である。婚姻が長ければ長いほど、夫（非所有者）の取り分は 25% より多くなる可能性がある。その値上がりが小さく、インフレによる所が大きいという事実があれば 25% より少なく付与され、加えて、短期間婚姻となれば何も付与されない。

(b) 妻が婚姻時にコンドミニア（分譲式建物）を所有し、婚姻期間中それが値上がりしており、当事者双方ともそこに居住しあつ夫がそのローン支払い、修理、浴室のタイル張りおよびそれのじゅうたん敷き替えに助力を与えたとする。妻は事実審の証拠調べ終結時における類型Aの NMV を取得すべきであり、夫は当該財産の維持および増加に対する直接の諸寄与の故に、類型Bの値上がり分の 25% 以上を付与されるべきである。

#### (3) 類型Cの財産

これには婚姻中に取得された贈与物および相続財産が含まれるが、これらは類型Aの財産と同じように扱われる。つまり、分割の USP は所有者たる配偶者に 100%（非所有者たる配偶者には最大で 50%）である。

#### (4) 類型Dの財産

類型Cの財産の婚姻中における値上がり分（類型D財産）は、類型Aの婚姻前の財産の値上がり分と同じように扱われる。つまり、分割の USP は所有者たる配偶者に 75%，非所有者たる配偶者に 25%（最大で 50%）である。

#### (5) 類型Eの財産

(a) 二人の資金によりまたは二人の協力・努力により取得したこの種財産には、婚姻住宅、銀行預金、自動車、婚姻中に購入した家財家具などがあ

るが、その分割の USP は 50% 対 50% である。

(b) Myers v. Myers, supra において類型 F は廃止されたけれども、離婚を予期しての最終別居 (DOFSICOD) から事実審の証拠調べ終結時 (DOCOEPOT) までの間に蓄積された、または取得された財産を、「Eb」として類型に加えることができるかもしれない。

①夫が婚姻中に始めた事業を経営し、上記最終別居時の NMV が 50,000 ドルだったのが上記証拠調べ終結時には 75,000 ドルになっていたとする。25,000 ドルの値上がり分がすべて上記最終別居後における夫の努力に負っている場合、裁判所は fifty-fifty の USP から逸脱し、夫に対し値上がり分の 50% 以上を付与する可能性が高い。

②以前に類型の NMV だった財産を分割する際、裁判所は婚姻期間、離婚の結果当事者がおかれれるであろう状況、上記最終別居後に値上がりした財産に対する他方配偶者の当該別居前の寄与など、多数の要素を吟味しなければならないだろう。

当事者の財産を分割しようとする場合、各類型を分離し、分割の USP を各類型にいかに適用するかについて議論するのは、比較的容易である。多数の NMV を特定ケースの文脈全体の中で検討するのは、はるかに困難である。例えば、妻が主婦業を行ってきて 4・5 年のリハビリ・アリモニーを付与されるであろう長期間婚姻（例えば 20 年）において、妻はさらに財産の 50% 以上を取得することができる。あるいは、リハビリ・アリモニーを求めず、2・3 年の経過的アリモニー (transitional alimony) を取得するであろう長期間婚姻において、妻はさらに類型 E の財産から 50% 以上を付与される可能性がある。単に各財産だけをみてそれの USP を適用すると、「大状況」および衡平な調整を見落とすかもしれない。

## 6. 分割の際に考慮される要素

上述のように、正当かつ衡平な財産分割の命令が下される際は、裁判所によつて当事者の功績、当事者の能力、離婚の結果おかれであろう各当事者の状況、子の利益のために当事者に課された諸負担およびその他一切の事情が考慮されなければならない。

### (1) 当事者の功績 (merits)

ここにいう功績とは、一方配偶者による他方配偶者の特有財産に対する寄与 (contribution) すなわち、当該特有財産の蓄積または維持に対する助力 (assistance) をいう (*Carson v. Carson, supra*)。他方配偶者が個別に保有する財産の蓄積に対し重要な方法で寄与した場合、その分け前を正当に請求することができる。この場合とは金銭的に寄与した場合はもちろん、例えば商業において商品を管理したり売却したりして無報酬で働いて財産増加に助力した場合、配偶者の仕事を助けるため社会的役目に就いて活発な活動を行った場合、住宅建設を進めた場合、ある財産購入のためにおよびその抵当権設定のために取引交渉をなした場合、などである。この要素について議論した最初のケースは、*Richards v. Richards* であるが、そこでは、妻の功績は否認された<sup>22)</sup> *Carson v. Carson* は「*Richards v. Richards*において、われわれは妻が自分の特有財産の拠出によってと同様に他の協力によって、夫の特有財産の維持を助けることができる」というコンセプトを承認した旨述べている。その事実審は夫の特有財産（そのほとんどが婚姻前のもの）全てを夫へ付与した。最高裁判所はこれを破棄し、「妻は夫の財産の維持または蓄積へ助力を与えた」という反駁されてないつぎの諸証言を述べている：①妻は自分の衣服を作った。②妻は中古の家具を購入し、表面を新しくした。③妻は社会的役目を果たして、夫のワシントン D.C. での仕事を助けた。④妻はおよそ 3 年 6 カ月、無報酬で化粧品、くすりおよび宝石を配達する家業に全時間を捧げた。当該家業が後に売却された時、妻は特有財産として何の収益も手にしてない。⑤妻は、離婚の場合に自己を保護するた

め、自己名義で財産を蓄める計画的努力を何らしてない。⑥夫の特有財産は、現収入および妻が寄与した前記家業の売却益のため生活費の負担をなしてない。⑦妻が夫の財産を浪費したという何の証拠もない。

最高裁判所は、「夫の特有財産の分配に与ることへの停止条件として、婚姻時に妻が金銭または財産を持参したという証拠の提出を要求することは、HRS § 580-47 の趣旨を無にするであろう」旨の結論をなした。そして「merit」という要素を締めくくるに当たって諺を引用し、

「諸々の諺に示されているように、どの国民も各配偶者は婚姻共同体の一員としてその共同体の繁栄、特に貯蓄および利益に対し同等に寄与するという一般的認識をなしている。このことをイギリスの諺は『夫は稼ぐことができるけれども、妻のみが貯えることができる』と表現し、スコットランドで『夫が金持ちになれるのは、妻がそうさせるからである』といわれるのも同じ考え方である……」

と言っている。

妻が家を守り、子を主として世話し、夫が外で働くという婚姻における配偶者の特有財産でも分割されるのである。配偶者的一方が他方の全生活費を負担しつつ他方が稼いだ金銭を自己の特有財産の維持増加に使う場合、一方は当該財産の一部を正当に請求する権利を有する。例えば、共働き夫婦で妻が生活費を負担するのに対し、夫は自分の婚姻前購入の自動車のローン支払いに自分の収入を当てている場合である。裁判所はこのような状況の場合、夫の特有財産（自動車）の生活費に対する負担が妻の協力により減った程度ないし額を調べて分割するだろう。

ただ、Farias v. Farias<sup>23)</sup>においては妻の寄与が否認されている。すなわち、事実審が特有財産を各当事者へ、そして家族住宅を妻へ付与したのに対して、妻が妻の寄与が夫の特有財産の価値を高めたことを十分に考慮していないこと、換言すれば婚姻中に取得された夫の特有財産について、推定上、同等の持分を有することを主張して上訴。最高裁判所は、事実審は全証人を信頼し、その証

拠を重視したとし、「考えるに、裁判記録は財産分割に関する事実審裁判官の結論を正当化するに十分である」旨述べて、事実審の判決を維持したのである。

また他方において、配偶者の一方が他方の財産を浪費したり、財産価値を減少させたりした場合、当該財産に対する請求の正当性は小さくなるだろう。このことは、例えば妻の母が何年間か夫婦と同居していた場合にもいえ、母の生活費は母の収入をこえ、その不足分は、一部、夫の収入によってカバーされたとされ、財産分割において夫に有利な要素となる<sup>24)</sup>。

なお、財産を分割する代わりに金銭を付与することも、もちろん可能である。Kim v. Kim<sup>25)</sup>において、裁判所は「本条〔§ 580-47〕は、一方配偶者が財産に対する権利の存在を立証するものの、当該財産の分割が関係事情の観点から不適切または実行不可能である場合は、現物分割 (division of property in kind) ではなく現金付与 (cash award) をなす権限を家庭裁判所に与えている。ただ、現金付与の結果は、いうまでもなく正当かつ衡平でなければならない」という。

### (2) 当事者の相対的能力 (relative abilities)

前記§ 580-47 は本要素を財産分割に関連するものとして挙げている。これには投資能力も含まれうるが、むしろこれは他方当事者に対し財産を譲渡する能力すなわち現物分割の能力と解釈されてきている (carson v. Carson, supra)。例えば、分割対象の財産が市場性のない土地だったり、家族会社の株式だったりする場合、現物分割をする能力は低く、これらの場合は金銭付与をするのが妥当となる、という具合である。

### (3) 各当事者が離婚の結果おかかるであろう状態 (condition in which each part will be left)

この要素については、離婚時における配偶者の年齢、収入、就労の機会、再婚の可能性および精神的・肉体的健康などが考えられる (Carson v. Carson, supra ; Sheedy v. Sheedy, 1 Haw. App. 595, 623 P. 2d 95 (1981) (低い再婚可能性が考慮される))。Carson v. Carson においては、妻の年齢、妻の少ない就労機会、妻が現在内科の病気で治療をうけており、過去に眼や胸を患っていた

ことおよび神経症やスタミナ欠乏にかかり、自信喪失に陥っていたことなどのほかに、妻が名目的価値以上の価値を有する特有財産を有しないことおよび夫が無一文どころか、物的財産からの実収入を含めることなく他の財源からおよそ 20,000 ドルのサラリーを取得していること、などの事項が考慮されている。

一方配偶者の就労可能性が他方配偶者のそれより遙かに有望である場合、他方配偶者の方に財産の大きな分け前を付与する要素になるだろう。あるいは、一方配偶者が不健康である場合、その経済的必要性はより大きくなる。

#### (4) 子の利益のために各当事者に課される諸負担 (burdens imposed upon either party)

両親とも収入があれば、裁判所の子の養育費に関するガイドラインは各当事者に上記負担を要求するだろう。しかし、状況によっては一方当事者が負担をより多く課されることがある。例えば、①一方当事者が働けず、養育費の最小限しか払えない場合、②非監護親が島の沖合いに住み、1 年に 100 日未満しか子に面接交渉できない場合（面接交渉に関するガイドラインは年に 100 日の面接がベースになっている）および③非監護親が当事者の別居日と事実審の日の間に子と面接交渉をしない場合、などである。上記②の場合および③の場合は、子の養育費が通常のガイドラインによる計算より高額になる正当理由となりうる（非監護親が面接交渉しない結果、監護親による養育費負担が重くなる正当理由となる）。

#### (5) その他一切の事情 (all other circumstances)

当事者の所得能力、分割対象の財産の価値、当事者の財産取得の態様、当事者の地位（身分）、婚姻期間などが、この事情として考えられる。

婚姻期間は、婚姻財産が婚姻前財産および離婚後の財産と区別され、財産評価および財産分割の決定の際、極めて重要なものとなる。いつからいつまでが婚姻期間なのか。(1)その起算日は、当事者が「まず経済的共同体を形成し後に正式な婚姻をした」という場合はその共同体形成の日、そうでない場合は正式な婚姻日である。<sup>26)</sup> Malek v. Malek, supraにおいては、当事者は婚姻の 2 年前

に同棲を始めていた。家庭裁判所が、婚姻前の2年の同棲期間に発生した夫の特有財産（不動産）の値上がり分の一部を妻へ付与したことに夫が不服<sup>27)</sup>で、上訴。控訴裁判所は、

「夫は本件を同棲解消給付(palimony)と混同している点で誤っている。本件では婚前同棲は婚姻に至っている。その後、離婚する場合において家庭裁判所は離婚ケースにおける財産分割の義務を果たすとき、婚前同棲中および婚姻中における夫の特有財産に対する夫婦それぞれの寄与を正当に考慮した」と述べ、家庭裁判所の判断を支持した。(2)期間終了となる最後の日については、事実審の証拠調べが終結した日とする見解<sup>28)</sup>と離婚を予期した最後の別居日とする見解<sup>29)</sup>に控訴裁判所段階で分かれていたが、最高裁判所は、直接には夫の特有財産の婚姻中における値上がり分を妻にも分割すべきかどうかが争われたケースにおいてではあるが、以下のように述べて最後の別居日と事実審の証拠調べ終結日との間の前記値上がり分に妻も権利があることを認めた<sup>30)</sup>：

「わが離婚法および別居法は、人が婚姻の絆(vinculo matrimonii)からの離婚をする場合以外での最終的財産分割を何ら予想していない<sup>31)</sup>。これは、『婚姻は当事者双方が財産および個人のエネルギーや努力を持ち込むパートナーシップであるという概念と符号する。当事者の一方が婚姻時に他方より財産を多く持参してきても同じである』。非所有者たる配偶者は婚姻が終結した後における他方配偶者が法的に所有した財産の値上がり分に何の権利も有しないという推定は、われわれが受容している婚姻のパートナーシップ原理および婚姻財産の最終的分割はパートナーシップが解散する時にのみ決定されるという原則と相容れない。……〔よって〕 Wordworth v. Wordworth [婚姻の終了日は最後の別居日であるとしたケース] は本裁判所の意見と齟齬する範囲内で覆えられる」。

有責性は事情の中には入らない。ハワイ裁判所は、離婚に伴う財産分割において有責性が倫理的意味でも当事者の一方の他方に対する行動でも要素になら

ない旨判示してきている。Richards v. Richards, *supra*において、妻は財産分割の際に考慮される上述の「merits」は配偶者相互に対する個人的行動にも関係すると主張し、裁判所が夫の「非行」(misconduct) や「虐行」(cruel and inhuman treatment) を考慮に入れるよう要求したけれども、裁判所は「有責性が配偶者の個人的行動に何かの関係があるとはとても思えない」と認めなかつた。同様に、Horst v. Horst, *supra* は相互に対する配偶者の個人的行動に関する有責性はいずれの配偶者が離婚訴訟において分割を求められている財産に請求権を有するかという問題とは何の関係ももたない旨述べ、また妻としての有責性および母親としての有責性について審理した Wakayama v. Wakayama<sup>32)</sup> では、子に対する配偶者〔親〕の行動に関する有責性と同じように配偶者間の行動に関する有責性は財産分割と無関係である、とされた。有責性は、一方当事者が婚姻財産の価値を故意に破壊したまたは浪費するような「経済的」過誤と区別されなければならない。

要するに、子が知っている姦通が当該親の子育ての貧困さないし愚かさを証明するような監護事件または一方配偶者が二人の金員を愛人に注ぎ込むような監護事件を除いて、一方配偶者の「反倫理的」（しかし違法ではない）性行動は財産分割と関連性を有しない。一方配偶者による他方の虐待は刑事的ペナルティの対象になるが、一方配偶者が他方の財産を破壊しない限り財産分割とは無関係である。<sup>33)</sup> 同棲 (cohabitation) は、同棲相手が配偶者を扶養している場合、アリモニーや子の養育料の額に影響を及ぼすかもしれないけれども、これは純経済問題であって配偶者の「善」(goodness) または「悪」(badness) と関係をもつものではない。ただ、一方配偶者による肉体的または精神的な虐待が他方配偶者の労働能力を害する場合、それはアリモニーまたは子の養育料の付与の際に考慮されうる。

(6) 以上のように、裁判所は財産分割を行う際、上記(1)～(5)の諸々の要素を勘案しなければならない。一つの要素だけを極度に強調し、他の要素を考慮から除外することはできない。Carson v. Carson, *supra*において、事実審は妻へ

の何の代償もなしに夫へその特有財産一切を付与した。つぎのように述べる：「夫の財産が婚姻前に取得されたものであることは明日であり、かなり短期間の婚姻後に当該財産を分割することは甚だしく衡平に反するであろう……。私は単に当該財産が婚姻前取得のものだからといいたいのではない。それは婚姻終結時において配偶者双方に必ずしも分配されるべきものでなく、比較考量した諸事実から妻は夫の当該財産の分け前にあずかるべきでないと解するのである」。

最高裁判所は、「事実審が判決の根拠にした諸理由を示す記録の中にはそれ以上のものは何もない。上記陳述からして、事実審が§ 324-34 [HRS § 580-47 の前身] に列挙する全事実を十分にかつ適切に考慮しなかったことは明白である」とい、事実審と見解を異にした。最高裁判所はさらに以下のように述べる：

特有財産であるということまたはそのようにいわれているということは、〔財産分割に〕関連はあるけれども決定的なものではない。上記§ 324-34に基づいて、特有財産を含む一切の財産の分割は正当かつ衡平でなければならない。いうまでもなく、われわれはすべてのケースで特有財産が分割されなければならないといっているのではない。単に、上記§ 324-37 はどのような分割が正当かつ衡平であるかを決定する際に考慮されるべき諸々の要素を明示したものであり、特定の一要素を極度に強調することは裁量の誤りである旨判示するだけである。

続けて同裁判所は、考慮される要素には上述したような、「子の利益のために各当事者に課される諸負担」、「各当事者が離婚の結果おかれるであろう状態」、「当事者の功績」などが含まれるといっている。また、Cain v. Cain (59 Haw. 332, 575 P. 2d 468 (1978) (財産が個別に保有されている事実は関連性はあるけれども、当該財産をどのように分割すべきかにつき決定的なものではない。事実審はHRS § 580-47 に定めるすべての要素を考慮すればいい旨判示)) およ

び Sheedy v. Sheedy, *supra* (ある特定の特有財産を要求したい当事者は、当該財産の蓄積に対する配偶者の寄与の証拠を提出する要はない。財産の分割は§ 580-47に基づいて全体としてみなければならない。父を相続した妻の財産の二分の一を夫へ付与することは、他の事情から分離してそれだけ考察されるのではなく、当該事件において考慮される一切の事情が勘案されるべきである旨判示) を参照。

Carson v. Carson, *supra* は財産分割においてどの1つの要素でも「極度に」強調することを禁止したが、「強調」を許さないのでない。Horst v. Horst, *supra*, において両上訴裁判所は、家庭裁判所は§ 580-47で要求された諸要素その他一切の事情、並びに婚姻開始時、婚姻期間中および婚姻終結時における当事者双方の状況や財産の状況を考慮に入れたと述べている。その上で、家庭裁判所の決定を肯認し、家庭裁判所は夫の財産の多くが特有財産だということを「極度に」強調していない旨判示したのである。なお、Takara v. Takara (4 Haw, App. 68, 660 P. 2d 529 (1983) (下級裁判所が夫の特有財産を妻へ分配する権限を有することは明らかである旨判示)) を参照。

1997・1・8

### 注

- 1) 実をいえば、アメリカの離婚給付には子の養育料 (child support) も含まれ、ハワイ州も例にもれない。ハワイ州では、この3給付が一つの条文中に規定されているといった方が正確である。
- 2) Peter J. Herman 「A Practical Guide to Divorce in Hawaii」 p. 30.
- 3) Tougas v. Tougas, 75 Haw. 19, 868 P. 2d 437 (1994); Gussin v. Gussin, 73 Haw. 470, 836 P. 2d 484 (1992), rev'd 9 Haw. App. 279, 836 P. 2d 498 (1991); Carson v. Carson, 50 Haw. 182, 436 P. 2d 7 (1967) etc.

前出ハーマンは「15年から20年の婚姻生活で、一切の財産を婚姻中に取得した収入で購入し、それを合有名義で保有するという典型的なケースにおいては、fifty-fiftyの分割が正当であることはいうまでもないであろう。夫婦の一方が外で働くのではなく専業主婦(夫)である場合も、fifty-fiftyの分割が妥当であろう。裁判所は、婚姻に対する一方配偶者の家事による寄与、社会的活動による寄与および子の世話による寄与を、他方配偶者の金銭的な寄

- 与と同等に扱うだろう。そうでなければ、多数の主婦（夫）は離婚時に婚姻財産を全く分けてもらえないだろう」と述べている。（Peter J. Herman, *supra*）。
- 4) 3 Haw. App. 175, 646 P. 2d 969 (1982). なお, Harrington v. Harrington, 41 Haw. 89 (1955)(正当かつ衡平で, public policy に反しなければ, 离婚を予期した財産処分契約は裁判所に承認され, 執行されるだろう) 参照。
  - 5) 69 Haw. 143, 764 P. 2d 1237 (1988).
  - 6) 本問題に関する法は必ずしも明らかでないが, 立法府が上記§ 572-22 を改正したとき, その意図が既婚者間の財産処分契約は§ 580-47 に基づく家庭裁判所の審理に従わないということだったとは信じ難い。裁判所は, 婚姻後の合意書が作成時に正当かつ衡平である場合, それを執行する恐れがある。裁判所は合意書作成日と事実審の日間の出来事を審査し, 合意の執行を決定する前に, § 580-47 の全要素を考慮しなければならないだろう。上記作成日と審理日間の期間が短ければ短いほど, 正当かつ衡平である場合, 合意は執行される可能性が高い。
  - 7) Cassiday v. Cassiday, 6 Haw. App. 207, 716 P. 2d 1145 (1985), aff'd in part, rev'd in part, 68 Haw. 383, 716 P. 2d 1133 (1986).
  - 8) Bennet v. Bennet, 8 Haw. App. 415, 807 P. 2d 597 (1991), rev'd in part, 73 Haw. 470, 836 P. 2d 484 (1992); Gussin v. Gussin, 73 Haw. 470, 836 P. 2d 484 (1992), rev'd 9 Haw. App. 279, 836 P. 2d 498 (1991).
  - 9) 59 A Am. Jur. 2d Partnership § 476 (1987).
  - 10) *Id.*
  - 11) Gardner v. Gardner, 8 Haw. App. 461, 810 P. 2d 239 (1991).
  - 12) Linson v. Linson, 1 Haw. App. 272, 618 P. 2d 748 (1980); Malek v. Malek, 7 Haw. App. 377, 768 P. 2d 243 (1988).
  - 13) ○単独名義または他人（例えば親）と共有名義で保有している特有財産  
 ○婚姻中における特有財産の価額上昇分  
 ○婚姻時に持参された婚姻前の財産  
 ○婚姻中に一方当事者からもらった贈与物  
 ○婚姻中に一方当事者からもらった相続財産  
 ○単純不動産権か不動産賃借権かを問わず, 婚姻住宅または未耕作物的財産  
 ○自動車, モーターサイクル, 自転車およびボート  
 ○家具家財  
 ○株式, 債券, 証券および選択権 (option)  
 ○銀行口座, 信用組合口座, マネーマーケット口座および預金証書  
 ○抵当権または売却合意書  
 ○売掛金 (Accounts receivable)

- 信託財産
- 生命保険証券
- 年金、軍人年金および退職金
- 専門的学位および免許
- 弁護士、医師、歯科医、会計士その他専門的開業における権利
- 単独所有者たる地位、組合および法人を含む事業上の権利
- 美術品
- 解雇手当および休暇手当を含む雇用終了給付金
- 障害補償金
- 宝石および衣類
- 切手、コインその他収集価値のあるもの
- ペット

(Peter J. Herman 「Hawaii Family Law and Practice」 p. 261, 262

- 14) 77 Haw. App. 202 (App. 1994).
- 15) 7 Haw. App. 496, 780 P. 2d 581 (1989).
- 16) 8 Haw. App. 28, 791 P. 2d 725 (1990).
- 17) 7 Haw. App. 313, 761 P. 2d 305 (1988).
- 18) 7 Haw. App. 11, 740 P. 2d 36 (1987).
- 19) 3 Haw. App. 602, 658 P. 2d 329 (1983).
- 20) 8 Haw. App. 415, 807 P. 2d 597 (1991).
- 21) これについて、ピーター・ハーマンは「実務においては、婚姻中に使われたり消費されたりして事実審の証拠調べ終結時にはすでに存しない類型Aの金員または財産は、考慮されないのが通常である。ほとんどの依頼人は、当該金員または財産は婚姻中に当事者双方によってまたは当事者双方のためにつかわれたし、もはや争うに値しないと考えている」という (Peter J. Herman 「Hawaii Family Law and Practice」 p. 315)。
- 22) 44 Haw. 491, 355 P. 2d 188 (1960). 妻は、家財家具以外に夫の蓄財に直接には寄与しなかったかもしれないが、財産に対し権利を有する旨主張。これは、夫が負うべき生活費の支払いに妻の収入を使った限りで夫の財産維持を助けたという主張だった。裁判所は、夫に二人の婚姻中の全生活費をみるべき法的義務があると妻が間違えて考えており、使用可能な収入がある場合、二人とも生活費を負担する義務を有すると考えるべきであり、夫の財産が妻の資金を使ったことで維持されたという証拠は何もない旨判示したのである。
- 23) 58 Haw. 227, 566 P. 2d 1104 (1977).
- 24) Horst v. Horst, 1 Haw. App. 617, 623 P. 2d 1265 (1981) (「一方配偶者の他方配偶者の特有財産に対する寄与すなわち当該財産の維持または蓄積への助力が正当な考慮事項であるので、反対にその維持または蓄積への一方配偶者の否定的ないし消極的な影響も正当な

- 考慮事項となる。裁判記録は、下級裁判所による妻の母親の存在を考慮したことが正当な関連性を有したことおよび経済的影響に限定されたことを明らかに示している」)。
- 25) 1 Haw. App. 288, 618 P. 2d 954 (1980). 同旨 Richards v. Richards, *supra*; Frandsen v. Frandsen, 58 Haw. 98, 564 P. 2d 1274 (1977).
  - 26) Raupp v. Raupp, *supra*.
  - 27) Malek v. Malek, *supra*.(当事者2人は同棲生活はしたが、婚姻の約束はしなかった。妻は就職せず、夫の自営業を手伝っていた。つまり、夫がほとんど2人の経済生活をみていた。これらのことから、夫は「財産分割をもたらすパートナーシップを立証するには、どう考えても十分でない」と主張したのである)。
  - 28) Id.
  - 29) Cassiday v. Cassiday, *supra*; Woodworth v. Woodworth, 7 Haw. App. 11, 740 P. 2d 36 (1987). 後者では、一方配偶者が婚姻が事実上終結を迎えたこと、および離婚の予期の下に以後は言葉や行動で他方配偶者とコミュニケーションしないことを、言葉や行動で明確にかつ無条件に他方配偶者に告げた日が婚姻の終了日とされた。
  - 30) Meyers v. Meyers, 69 Haw. 143, 764 P. 2d 1237 (1988).
  - 31) Clifford v. Clifford, 42 Haw. 279 (1958).
  - 32) 4 Haw. App. 652, 673 P. 2d 1044 (1983).
  - 33) これらのことに関連して、ピーター・ハーマンは「無責主義離婚の考え方は、依頼人(client)にはなかなか受けいれられない。筆者の経験では、多数の人々は配偶者が婚姻破綻の「原因」を作ったことで何らかのペナルティを受けるのを見たがっている。上記のような行状が法的に無関係であるという回答は、依頼人を満足させるものでなく、この不満・怒りは弁護士と依頼人の公平な解決についての話し合い・交渉に影響を及ぼし続けるだろう。弁護士は依頼人にカウンセリングを受けるよう強力に勧め、その治療専門家(therapist)と弁護士が話し合いできるように要求するのがよい」といっている(Petter J. Herman 「Hawaii Family Law and Practice」 P. 268)。